

京都市駐車場条例の一部を改正する条例（平成26年6月11日京都市条例第12号）
（建設局自転車政策推進室）

京都市山科駅前駐車場及び京都市四条烏丸駐車場について、利用者の利便性の向上を図るため、次のとおり、定期駐車券により自動車等を駐車させることができる時間を延長することとしました。

区 分	改 正 前	改 正 後
京都市山科駅前駐車場	平日（土曜日を除く。）の午前5時から翌日の午前0時30分まで	平日（土曜日を除く。）の午前5時から翌日の午前1時まで
京都市四条烏丸駐車場	午前8時から午後8時まで	午前4時30分から午後8時まで
	平日の午前7時30分から午後8時まで	平日の午前4時30分から午後8時まで

備考 「平日」とは、日曜日以外の日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）をいう。

この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。

京都市駐車場条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年6月11日

京都市長 門川大作

京都市条例第12号

京都市駐車場条例の一部を改正する条例

京都市駐車場条例の一部を次のように改正する。

別表第4京都市山科駅前駐車場の項中「午前0時30分」を「午前1時」に改め、同表京都市四条烏丸駐車場の項中「午前8時」を「午前4時30分」に、「午前7時30分」を「午前4時30分」に改める。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(京都市建設局自転車政策推進室)